



平成 30 年 3 月 23 日

各位

会 社 名 株式会社トライアイズ
代 表 者 代表取締役社長 池田 均
(コード 4840 JASDAQ グロース)
問 合 せ 先 執行役員経理部長 小出 美紀
電 話 0 3 (3 2 2 1) 0 2 1 1

「内部統制システムに関する基本方針」の改訂に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 3 月 23 日開催の取締役会において、内部統制システムに関する基本方針の改訂について決議いたしましたので、下記のとおり改訂後の内容をお知らせいたします。

1. 基本方針の改定の目的

平成 30 年 3 月 23 日開催の当社第 23 回定時株主総会において、当社は監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しました。これに伴い、内部統制システムに関する基本方針に関して、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する事項の新設及び監査役及び監査役会に関する事項の削除を行いました。また、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図る趣旨から、財務報告の信頼性を確保するための体制等の項目を追加したほか、字句の修正等所要の改訂を行いました。

2. 基本方針の改定の内容

改定の内容は別紙のとおりであります。

以上

【別紙】「内部統制システムに関する基本方針」の改訂の内容

下線は改訂部分であります。

改訂前基本方針	改訂後基本方針
<p>当社は、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）の整備のため、以下の基本方針を定める。取締役会は、この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況について不断の見直しを行い、必要な改善措置を講じ、効率的で適法、適正な業務の執行体制を確立する。</p>	<p>当社は、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）の整備のため、以下の基本方針を定める。取締役会は、この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況について不断の見直しを行い、必要な改善措置を講じ、効率的で適法、適正な業務の執行体制を確立する。</p>
<p>1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款及び各社内規程に適合することを確保するため、各部門の担当取締役及び担当執行役員は当該担当部門におけるコンプライアンスを徹底する体制を構築する。総務部門は、全社横断的なコンプライアンス体制の整備と問題点の把握・改善に努める。</p> <p>また、当社のコンプライアンスの強化・推進を図るためにコンプライアンス委員会を設置し、法令・諸規則の遵守状況の監視、関連規程の整備及び役職員に対しての研修等を実施する。コンプライアンス委員会は、社長直属の組織とし、法令・諸規則の遵守状況並びに関連規程の制定改廃の可否を社長に報告し、その内容を定期的に取締役会及び監査役会に報告するものとする。</p> <p>取締役が、他の取締役の法令、定款又は関連規程の違反行為を発見した場合は、直ちに<u>監査役</u>・取締役会に報告するなど、コンプライアンス体制を強化する。</p>	<p>1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款及び各社内規程に適合することを確保するため、各部門の担当取締役及び担当執行役員は当該担当部門におけるコンプライアンスを徹底する体制を構築する。総務部門は、全社横断的なコンプライアンス体制の整備と問題点の把握・改善に努める。</p> <p>また、当社のコンプライアンスの強化・推進を図るためにコンプライアンス委員会を設置し、法令・諸規則の遵守状況の監視、関連規程の整備及び役職員に対しての研修等を実施する。コンプライアンス委員会は、社長直属の組織とし、法令・諸規則の遵守状況並びに関連規程の制定改廃の可否を社長に報告し、その内容を定期的に取締役会及び<u>監査等委員会</u>に報告するものとする。</p> <p>取締役が、他の取締役の法令、定款又は関連規程の違反行為を発見した場合は、直ちに<u>監査等委員会</u>・取締役会に報告するなど、コンプライアンス体制を強化する。</p>
<p>2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p>	<p>(同左)</p>
<p>3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p>	<p>(同左)</p>
<p>4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p> <p>取締役の職務執行については、職務権限規程に基づいて意思決定プロセスの効率化・迅速化を図るとともに、定期的に運用状況を検証する体制をとる。</p>	<p>4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p> <p>取締役の職務執行については、職務権限規程に基づいて意思決定プロセスの効率化・迅速化を図るとともに、定期的に運用状況を検証する体制をとる。</p>

改訂前基本方針	改訂後基本方針
<p>また、<u>部門ごと</u>の責任を明確化したうえで、経営監視機能の向上と権限委譲による業務執行機能のスピードアップを図る。</p> <p>代表取締役、取締役及び執行役員で構成する経営会議のなかで、重要案件を審議し、業務執行のスピードアップを図る。</p> <p>「取締役会規程」ほか各種規程を適宜見直し、検証を図り、業務執行の責任と権限を明確にする。</p>	<p>また、<u>各部門</u>の責任を明確化したうえで、経営監視機能の向上と権限委譲による業務執行機能のスピードアップを図る。</p> <p>代表取締役、取締役及び執行役員で構成する経営会議のなかで、重要案件を審議し、業務執行のスピードアップを図る。</p> <p>「取締役会規程」ほか各種規程を適宜見直し、検証を図り、業務執行の責任と権限を明確にする。</p>
<p>5. 当社及び子会社からなる企業集団（以下「グループ会社」という。）における業務の適正を確保するための体制</p> <p>（イ）当社では、子会社の経営においては、各社の自主性を尊重しつつも、定期的な営業報告及び財務報告等を受け、経営会議にて検討のうえ、必要な指示指導を行う。また、必要に応じて子会社の代表者が経営会議に出席し状況説明を行うことにより、各社の経営状況を把握し、強固なグループ経営体制の維持を図る。</p> <p>（ロ）グループ会社すべてに適用されるリスク管理に係る規定を整備し、子会社においても<u>親会社</u>と同様の損失の危険の管理に関する体制を整える。</p> <p>（ハ）子会社の取締役に当社の取締役又は重要な使用人が兼任することにより、当該子会社の取締役の職務の執行の効率性を確保する。</p> <p>（ニ）取締役は、グループ会社において、法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、直ちに<u>監査役</u>に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告し、その是正を図る。また、子会社の取締役の職務の執行は、<u>監査役</u>の監査対象とし、法令及び定款に違反する行為その他コンプライアンス上問題がある行為を発見した場合は、<u>監査役</u>は、取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることが<u>出来る</u>。</p>	<p>5. 当社及び子会社からなる企業集団（以下「グループ会社」という。）における業務の適正を確保するための体制</p> <p>（イ）当社では、子会社の経営においては、各社の自主性を尊重しつつも、定期的な営業報告及び財務報告等を受け、経営会議にて検討のうえ、必要な指示指導を行う。また、必要に応じて子会社の代表者が経営会議に出席し状況説明を行うことにより、各社の経営状況を把握し、強固なグループ経営体制の維持を図る。</p> <p>（ロ）グループ会社すべてに適用されるリスク管理に係る規定を整備し、子会社においても<u>当社</u>と同様の損失の危険の管理に関する体制を整える。</p> <p>（ハ）子会社の取締役に当社の取締役又は重要な使用人が兼任することにより、当該子会社の取締役の職務の執行の効率性を確保する。</p> <p>（ニ）取締役は、グループ会社において、法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、直ちに<u>監査等委員会</u>に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告し、その是正を図る。また、子会社の取締役の職務の執行は、<u>監査等委員会</u>の監査対象とし、法令及び定款に違反する行為その他コンプライアンス上問題がある行為を発見した場合は、<u>監査等委員会</u>は、取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることが<u>できる</u>。</p>
<p>6. <u>監査役</u>がその職務を補助すべき<u>使用人</u>を置くことを求めた場合における当該使用人に関する</p>	<p>6. <u>監査等委員会</u>の職務を補助すべき<u>取締役</u>及び<u>使用人</u>に関する事項並びに当該<u>取締役</u>及び<u>使用人</u></p>

改訂前基本方針	改訂後基本方針
<p>事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項</p> <p><u>監査役</u>の職務を補助すべき組織として、総務部門がこれを担当する。<u>監査役</u>がこれ以外に職務を補助すべき使用人を必要とした場合、<u>監査役</u>と協議のうえ、合理的な範囲で、<u>監査役</u>の職務を補助すべき使用人として適切な人材を置く。</p> <p>なお、<u>監査役</u>の職務を補助する使用人の人事異動及び評価等については<u>監査役会</u>の同意を得たうえで決定することとし、取締役会からの独立性を確保する。また、当該使用人はその所属する取締役の指揮命令を受けることなく、<u>監査役</u>の指揮命令に従うものとする</p>	<p>人の取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項</p> <p><u>監査等委員会</u>の職務を補助すべき組織として、総務部門がこれを担当する。<u>監査等委員会</u>がこれ以外に職務を補助すべき使用人を必要とした場合、<u>監査等委員会</u>と協議のうえ、合理的な範囲で、<u>監査等委員会</u>の職務を補助すべき使用人として適切な人材を置く。</p> <p>なお、<u>監査等委員会</u>の職務を補助する使用人の人事異動及び評価等については<u>監査等委員会</u>の同意を得たうえで決定することとし、取締役会からの独立性を確保する。また、当該使用人はその所属する取締役の指揮命令を受けることなく、<u>監査等委員会</u>の指揮命令に従うものとする。</p>
<p>7. 取締役及び使用人並びに子会社の取締役・監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が<u>監査役</u>に報告するための体制、その他の<u>監査役</u>への報告に関する体制</p> <p>取締役及び使用人並びに子会社の取締役・監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、重大な法令・定款違反又は当社の業務若しくは業績に影響を与える重要な事項について<u>監査役</u>に都度報告するとともに、<u>監査役</u>の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うものとする。<u>監査役</u>は、<u>監査役会</u>規程に基づいてその他の<u>監査役</u>へ報告する体制をとる。</p>	<p>7. 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人並びに子会社の取締役・監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が<u>監査等委員会</u>に報告するための体制、その他の<u>監査等委員会</u>への報告に関する体制</p> <p>取締役及び使用人並びに子会社の取締役・監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、重大な法令・定款違反又は当社の業務若しくは業績に影響を与える重要な事項について<u>監査等委員会</u>に都度報告するとともに、<u>監査等委員会</u>の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うものとする。</p>
<p>8. <u>監査役</u>へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制</p> <p>当社の<u>監査役</u>へ報告を行ったグループ会社の取締役及び使用人に対し、そのことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨のグループ会社共通の規定を設け、その旨をグループ会社の取締役及び使用人に徹底する。</p>	<p>8. <u>監査等委員会</u>へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制</p> <p>当社の<u>監査等委員会</u>へ報告を行ったグループ会社の取締役及び使用人に対し、そのことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨のグループ会社共通の規定を設け、その旨をグループ会社の取締役及び使用人に徹底する。</p>

<p>9. <u>監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項</u></p> <p>監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、総務部門において審議のうえ、当該請求にかかる費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。</p>	<p>9. <u>監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項</u></p> <p>監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、総務部門において審議のうえ、当該請求にかかる費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。</p>
<p>10. <u>その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制</u></p> <p>監査役は、重要な意思決定過程及び業務の執行状況等を把握するため、取締役会及び重要な会議に参加するとともに、取締役及び使用人から説明を求め又は情報の交換を行うこととする。また、監査役会は、随時代表取締役社長及び会計監査人との意見交換会を開催する。</p> <p>取締役会は、監査役の求めがあった場合、監査役がその職務遂行に関し、弁護士及び公認会計士等の外部専門家から、監査業務に関する必要な助言を受けることができる体制を整備する</p>	<p>10. <u>その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制</u></p> <p>監査等委員会は、重要な意思決定過程及び業務の執行状況等を把握するため、取締役会及び重要な会議に参加するとともに、取締役及び使用人から説明を求め又は情報の交換を行うこととする。また、監査等委員会は、随時代表取締役社長及び会計監査人との意見交換会を開催する。</p> <p>取締役会は、監査等委員会の求めがあった場合、監査等委員会がその職務遂行に関し、弁護士及び公認会計士等の外部専門家から、監査業務に関する必要な助言を受けることができる体制を整備する。</p>
<p>11. <u>反社会的勢力との関係遮断のための基本的な考え方とその整備体制</u></p>	<p>(同左)</p>
<p>(新設)</p>	<p>12. <u>監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項</u></p> <p>監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員に同行して、取締役会その他重要会議に出席する機会を確保する。</p> <p>監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員に同行して、代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換する場に参加する。</p> <p>取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。</p> <p>監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、必要に応じて、弁護士、公認会計士等から監査業務に関</p>

	<p>する助言を受けることができる。</p> <p>監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性と、当該使用人に対する監査等委員会からの指示の実効性を確保するものとする。</p> <p>監査等委員会の職務を補助すべき使用人が他部署の業務を兼務する場合、監査等委員会より監査業務に必要な指示を受けた際には、当該指示を優先して従事する。また、兼務する他部署の上長は、当該指示の遂行に当たって要請があった場合は、必要な支援を行う</p>
(新設)	<p>13. 財務報告の信頼性を確保するための体制</p> <p>グループ会社の財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制システムを構築する。また、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について継続的に評価し、必要な是正措置を行い、実効性のある体制の構築を図る。グループ会社の財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制システムを構築する。また、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について継続的に評価し、必要な是正措置を行い、実効性のある体制の構築を図る。</p>

以上